

嶺南広域行政組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

平成 9 年 7 月 1 日
条 例 第 1 2 号

改正 平成 27 年 7 月 30 日条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 35 条の規定に基づき、嶺南広域行政組合職員（以下「職員」という。）の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

(特例)

第 2 条 職員の職務に専念する義務の特例については、管理者の属する市町の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

1 第 2 条の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までの間、敦賀市職員の例によるものとする。

附 則（平成 27 年 7 月 30 日条例第 3 号）

この条例は、知事の許可のあった日から施行し、改正後の附則第 1 項の規定は、平成 27 年 4 月 30 日から適用する。